公　示　日：2023年8月30日（水）
調達管理番号：23a00521
国　　名：スリランカ
担 当 部 署：スリランカ事務所
調 達 件 名： スリランカ国特定技能制度等における適正な人材送り出し促進プロジェクト詳細計画策定調査（外国人材送り出しの技術分析）

・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

（１）担当業務　：外国人材送り出しの技術分析
（２）格　付　　：3号
（３）業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

（１）全体期間：2023年10月中旬から2024年1月中旬
（２）業務人月：現地　0.7、国内　0.8、合計　1.5
（３）業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
11日	21日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（１） 簡易プロポーザル提出部数：1部
（２） 見積書提出部数：1部
（３） 提出期限：2023年9月13日（水）（12時まで）
（４） 提出方法：電子データのみ
✧ 専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

✧ 提出方法等の詳細についてはJICAホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4

月)」の「別添資料 11　業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。 提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出５営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

✧ 評価結果の通知：2023 年 9 月 25 日(月)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

✧ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載（https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

① 業務実施の基本方針	16 点
② 業務実施上のバックアップ体制	4 点

（２） 業務従事者の経験能力等：

① 類似業務の経験	40 点
② 対象国・地域での業務経験	8 点
③ 語学力	16 点
④ その他学位、資格等	16 点
	（計 100 点）

類似業務経験の分野	特定技能制度、技能実習、高度人材等の日本への送り出し及び日本での受入れに係る各種実務または調査
対象国及び類似地域	全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

（１） 参加資格のない社等：特になし

（２） 必 要 予 防 接 種：特になし

6. 業務の背景

スリランカは過去最大ともいわれる経済危機に陥っており、深刻な外貨不足に対応するため、自国民の海外労働を積極的に後押ししている。

スリランカ政府は 2019 年に日本と「特定技能制度」の協力覚書を署名し、両国の協力関係のもと送り出しを開始している。特定技能制度では日本語及び特定産業分野の技能の評価に関する試験に合格する方法でも在留資格の要件を満たすことが可能であり、スリランカでは介護、外食、農業の分野で試験が実施されている。今後さらに分野が拡大されることが期待されている。他方、スリランカから日本への特定技能制度及び技能実習制度に基づく人材の送出し実績は東・東南アジアや周辺国と比べて多くなく、2021 年時点で海外雇用局に登録された日本への就労者数は 817 名 にとどまる。その背景として、スリランカ政府は、スリランカにおける特定技能制度等の認知度や日本企業によるスリランカ人材に対する認知度が不十分であること、また、日本語試験の合格率が低いことが課題であると認識している。

一方、人材の海外派遣数を増やすだけでなく、ディーセントで生産的な労働移民の促進や、就労者の権利やその家族の福祉を確保すること等、良好な就労環境の確保も新たなスリランカ政府の政策目標として掲げられている 。同時に、わが国においても、外国人との共生社会の実現は重要な政策課題のひとつとされていることからも、適正な方法でスリランカからの人材の送出しが実施され、受け入れ先となるわが国においてスリランカ人材の人権を保護し、地域コミュニティと共生できる体制を構築することが必要となっている。

このような背景からスリランカ政府は我が国に対し、「スリランカ国特定技能

制度等における適正な人材送り出し促進プロジェクト」の実施に係る支援を要請した。JICA は要請に基づき、スリランカ人就労者の適正な送り出しの促進や、日本へ渡航した後のスリランカ人の日本社会における共生にかかるパイロット活動を実施すると共に、これらに関する課題の整理等を行うことで、中長期的に、スリランカ人材の日本への送り出しが日ス間の信頼関係の強化とスリランカ社会の発展に貢献する取組みとなるよう、関係者に共有することを目的とした技術協力の実施を検討している。

本詳細計画策定調査では、上記の目的を実現するためのパイロット対象となる分野や連携可能性のある複数のパートナー候補を特定するとともに、スリランカから日本への適切な人材送り出し促進に資する案件の形成に向けて幅広く情報収集・分析を行い、協力の対象となる課題やそのための協力アプローチの特定を行う。さらに、調査結果に基づき、プロジェクトに関わる合意文書締結を行う予定である。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議･調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

調査期間については、現時点での想定期間であり、前後する可能性がある。さらに、調査内容については、今後の詳細計画策定調査にかかる対処方針会議での協議を踏まえて変更となる可能性があり、以下は現時点での調査内容案である。なお現時点での案件名は「特定技能制度における～」としているものの、特定技能制度に限らず技能実習や高度人材等も想定した人材の送り出し促進に関する調査を行うことを想定している。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１） 国内準備期間（2023 年 10 月中旬～2023 年 11 月中旬）

① 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料･情報の収集･分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、スリランカ側関係機関（C/P 機関等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。

② 日本側の受け入れニーズ分野（ヒアリング先は対処方針時に検討予定）及びその分野での課題等を確認する。

③ 日本側でパイロット活動に協力を得られる受入機関を整理する。
④ プロジェクトのPDM(Project Design Matrix)案、PO(Plan of Operations)案の担当分野関連部分を検討する。
⑤ 対処方針会議等に参加する。

（２）現地業務期間（2023年11月中旬～2023年12月上旬）
① JICAスリランカ事務所等との打合せに参加する。
② スリランカ側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
③ 担当分野について、事前にJICAにおいて収集済みの情報をベースに、追加情報･資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。
ア） スリランカにおける「リクルートメント」(Recruitment)⇒「育成・訓練」（Upskilling）⇒「日本での就労先の確保」（Placement）の現状の流れと課題を整理する。
イ） スリランカでの送り出しニーズのある産業分野の調査を行う。（具体的には、候補者の確保可能性があり、スリランカの経済発展に資する分野について、教育機関（職業訓練校、大学等)、送出関連機関及び経済界からのヒアリング等を行う）
ウ） 上記イ)で確認したニーズと国内準備期間中に確認した日本側のニーズを比較分析し、パイロット対象となりえるか検討する。
エ） パイロット活動の対象となり得る産業分野について、スリランカの協力候補となる職業訓練校等を調査・特定し、日本側のニーズも踏まえてカリキュラムや資機材等の課題を洗い出す。
オ） パイロット活動に協力可能なパートナー(送出機関や民間企業を含む）を検討する。また資機材の課題が明確になった場合の大まかな必要予算、調達先（国内調達の可能性を含む）について検討する。
カ） パイロット活動の対象となり得る日本語教育機関の日本語教育レベル、また目指しているレベルを確認する。
キ） 日本へ送り出すための日本語教育に関する課題（日本語学校・教師の質・量、カリキュラム、教材、教え方、学び方、学習成果の評価等どこに課題があるのか、日本語教育を行っている職業訓練、大学等にヒアリングする）についての情報収集を行う。
ク） 日本語教育に関するパイロット活動に協力可能なパートナーを調

査し特定する。

ケ）　スリランカの人材送り出しにかかる法制度、送り出しフロー

コ）　現在のスリランカの人材送り出しにかかる現状（送出国、分野、人数等）、課題

サ）　日本への人材送り出しの現状や促進にかかる課題・ボトルネック

④ プロジェクトの活動に係る協議に参加し、支援する。

⑤ 担当分野に係る現地調査結果をJICAスリランカ事務所等に報告する。

（３）帰国後整理期間（2023年12月中旬～2023年1月中旬）

① 帰国報告会、団内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

② 担当分野に係る詳細計画調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書（和文3部）

2024年1月19 日（金）に提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、電子データをもって提出することとする。ただし、ドラフトについては、現地業務期間終了後1週間以内に提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-2023年4月追記版）」（以下同じ）の「Ｘ．業務実施契約（単独型）」及び「別添資料２　報酬単価表」を参照願います。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html

（１）　航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇔コロンボを標準とします。

（２） 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上ください。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は 2023 年 11 月 16 日～12 月 6 日を予定しています。

ただし、JICA 本部からの調査団員のスケジュールの都合上前後する可能性もありますが、遅くとも現地業務は 2023 年 12 月中旬までの完了を想定しています。

JICA 本部の調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独または JICA 事務所調査団員と現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア） 総括／評価分析（JICA）

イ） 協力企画１（JICA）

ウ） 協力企画２（JICA）

エ） 技術参与（JICA）

オ） 外国人材送り出しの技術分析（(本コンサルタント)）

③ 便宜供与内容

JICA スリランカ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア） 空 港 送 迎：あり

イ） 宿 舎 手 配：あり

ウ） 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ） 通 訳 傭 上：なし

オ） 現地日程のアレンジ：JICA がアレンジします。

カ） 執務スペースの提供：なし

（２） 参考資料

① 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア）提供資料：「独立行政法人国際協力機構　サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

イ）提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本　文　：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（３）その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA スリランカ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」(http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応

次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上